

指定居宅介護支援事業所

エコーが丘居宅介護支援事業所運営規程

社会福祉法人陽光福祉会

指定居宅介護支援事業所 エコーが丘居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、「社会福祉法人陽光福祉会」(以下「法人」という。)が設置する指定居宅介護支援事業所「エコーが丘居宅介護支援事業所」(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 エコーが丘居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の業務を執行管理し、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、管理者(所長)が認めたときはこれを変更することができる。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分とする。但し、電話等により

24時間連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
- (2) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供し、居宅サービス及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (3) 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付する。
- (4) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合には、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- (5) 課題の分析について使用する課題分析票は全国社会福祉協議会方式等を用いる。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）するとともに、少なくとも月に1回以上訪問することにより利用者の課題を把握し、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも月に1回モニタリングの結果を記録する。
- (7) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- (8) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、利用しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- (9) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2 次条に定める通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を超えた地点から1km毎に40円を徴収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、青葉区及び泉区とする。

(事故発生時の対応)

- 第8条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、その状況及び事故に際して行なった処置について記録する。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の取り扱い)

- 第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(苦情相談対応)

- 第10条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 3 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い次に掲げる必要な措置を講ずる。

2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(感染症の予防およびまん延防止)

第13条 事業所は、感染症が発生し、およびまん延しないように、次に掲げる必要な措置を講ずる。事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

3 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(その他)

第14条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修（採用後1か月以内）

(2) 継続研修

(3) 虐待防止に関する研修（年1回以上）

(4) 感染予防に関する研修（年1回以上）

(5) 業務継続計画に関する研修ならびに訓練（年2回以上）

(6) その他管理者が必要と認める場合

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらを保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(委 任)

第15条 この規程で定める事項のほか、その他運営に関する事項については、社会福祉法人陽光福祉会理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。